

○国土交通省令第百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式から別記第七号様式まで、別記第十五号様式から別記第十五号の三様式まで、別記第十七号様式、別記第十八号様式、別記第十八号の四様式から別記第十八号の十一様式まで、別記第二十号の二様式から別記第二十二号様式まで、別記第二十三号の二様式、別記第二十四号様式、別記第二十七号様式から別記第二十九号様式まで、別記第三十号の二様式、別記第三十一号様式、別記第三十五号様式から別記第三十五号の三様式まで、別記第三十五号の五様式、別記第三十六号様式、別記第四十二号の三様式から別記第四十二号の六の三様式まで、別記第四十二号の六の五様式、別記第四十二号の六の六様式、別記第四十二号の十二の四様式から別記第四十二号の十二の十一様式まで、別記第四十二号の十四の二様式から別記第四十二号の十六の二様式まで、別記第四十二号の十七の二様式から別記第四十二号の十九の二様式まで、別記第四十二号の二十二様式から別記第四十二号の二十三の二様式まで、別記第四十二号の二十三の四様式及び別記第四十二号の二十三の五様式中「三」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「及び第十三号」を削る。

第四十条に次の一項を加える。

4 第三条第七項の規定は、住宅型式性能認定申請書及びその添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

4 第三条第七項の規定は、住宅型式性能認定申請書及びその添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十三条に次の一項を加える。

2 第三条第七項の規定は、型式住宅部分等製造者認証申請書及び型式住宅部分等製造者認証申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第七項の規定は、認証型式住宅部分等製造者更新申請書及び型式住宅部分等製造者認証申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十八条に次の一項を加える。

第四十八条に次の一項を加える。

2 第三条第七項の規定は、認証型式住宅部分等製造者変更届出書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十九条第一項中「製造事業廃止届出書」の下に「(第三項において単に「製造事業廃止届出書」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 第三条第七項の規定は、製造事業廃止届出書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。第八十二条中「試験申請書」の下に「(次項において単に「試験申請書」という。)を、(図書)の下に「(次項において「試験申請添付図書」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三条第七項の規定は、試験申請書及び試験申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録試験機関」と読み替えるものとする。別記第十一号の四様式、別記第十一号の五様式、別記第三十八号様式、別記第三十九号様式、別記第四十一号様式、別記第四十二号様式、別記第六十号様式、別記第六十一号様式及び別記第六十三号様式中「(五)」を削る。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。別表第四住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の項中「第三十条第六号」の下に「、第四十一条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第八十三条第一項」を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第四号様式、第八号様式、第十号様式及び第十一号様式中「(五)」を削る。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

様式第六及び様式第八中「(五)」を削る。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出しを「(情報通信の技術を利用する方法)」に改め、同条第一項中「認める書類」の下に「の提出」を加え、「当該書類に代えて、」を「所管行政庁の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は」に改め、「もの」の下に「の提出」を加え、同条第二項中「認める書類」の下に「の提出」を加え、「当該書類に代えて、」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は」に、「の提出のうち」を「であつて」に改め、「もの」の下に「の提出」を加え、同条に次の一項を加える。

3 別記様式第二十五による申請書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能評価機関が認める書類の提出については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものの提出によることができる。

別記様式第三から別記様式第十まで、別記様式第十三から別記様式第二十まで、別記様式第二十三、別記様式第二十四、別記様式第二十六、別記様式第二十八及び別記様式第三十中「(五)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令の施行の日前に交付されたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する様式による書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令に規定する様式によるものとみなす。